## 平成30年度2月 日置市農業委員会総会議事録

平成31年2月28日、日置市農業委員会会長馬塲惠三郎は、平成30年度2月総会を日置市役所 吹上支所2階大会議室に召集した。

## 〈 会議に付した議案 〉

同意第1号	農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意審議について	
報告第5号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第67号	農地法第3条許可申請書審議について	(16件)
議案第68号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第69号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第70号	農地法第5条許可申請書審議について	(9件)
議案第71号	農用地利用集積計画審議について	(90件)
議案第72号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第73号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第74号	農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	

#### 〈 出席委員 〉(19人)

1番	馬塲 惠三郎	(会長・議長)	2	2番	田原	嘉治		3番	楠	眞憲
4番	重水 賢治		5	香	日髙	格一		6番	池田	澄弘
7番	野元 政博		8	3番	横山	義晴		9番	迫	千穗子
10番	末永 義弘		1 1	番	馬場	五男	1	2番	久木	田 洋子
13番	東 芳男		1 4	1番	今村	壽久	1	5番	山口	義廣
16番	奥 和俊		1 7	7番	濵村	義美	1	8番	池畑	正治
19番	今屋 政市									

# 〈 欠席委員 〉 (0人)

#### 〈 推進委員出席者 〉

20番	南宏機	21番	〈欠員〉	>	22番	東峯	満	23番	松崎	秀樹
24番	本村 敏英	25番	松崎	弘安	26番	瀧聞	隆男	27番	山下	浩二
28番	鳩野 哲盛	29番	檜物	茂広	30番	有馬	修一	31番	上野	勉
32番	肥後 博	33番	西園	賢一郎	34番	永野	彰一			

## 〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

 事務局長
 恒吉
 和正
 次長兼農業振興係長
 當寺ヶ盛
 喬

 農地調整係長
 元山
 敏志
 農業振興係
 内
 智富美

農地調整係 尾之江 毅斉

会長 ただいまから、平成30年度2月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数 を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、推進委員が14名出席しております。

それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、7番「野元 政博」委員と、8番「横山 義晴」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、同意第1号農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意審議を議題といたします。

会長事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。

本案は、平成31年2月7日付けで、平松一弘推進委員より辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、同意第1号農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意審議の案件について 同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、同意第1号農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意審議の案件について承認 することに決定しました。

次に、日程第3、報告第5号農地等の現況に係る報告審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。

番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。

なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

3番 報告第5号の番号1について報告いたします。

平成31年2月1日、私と副の田原委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

現況地目は宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、報告第5号農地等の現況に係る報告審議を終わります。

次に、日程第4、議案第67号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁から6頁をご覧ください。16件です。

番号1から番号3の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1 18,695㎡、作物は甘藷、高菜です。

番号4と番号5の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,

586㎡、作物は水稲です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,130㎡、作物はにんにくです。 番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,876㎡、作物は茶です。 番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,930㎡、作物は甘藷です。 番号9と番号10の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1 2,330㎡、作物はオリーブです。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は255㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,183㎡、作物はそら豆です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は62,856㎡、作物は水稲です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,232㎡、作物は水稲です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,630㎡、作物は水稲です。

番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6、279㎡、作物は果樹です。

以上、計16件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第67号の番号1から番号3は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。 平成31年2月18日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第67号の番号4、番号5は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。 平成31年2月20日、私と副の奥委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第67号の番号6について報告いたします。

平成31年2月20日、私と副の奥委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。 5番 議案第67号の番号7について報告いたします。

平成31年2月25日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第67号の番号8について報告いたします。

平成31年2月21日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第67号の番号9、番号10は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。 平成31年2月21日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第67号の番号11について報告いたします。

平成31年2月21日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第67号の番号12について報告いたします。

平成31年2月25日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第67号の番号13について報告いたします。

平成31年2月25日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第67号の番号14について報告いたします。

平成31年2月22日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第67号の番号15について報告いたします。

平成31年2月22日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第67号の番号16について報告いたします。

平成31年2月22日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ござい ませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第67号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可す ることに賛成の方は、挙手をお願いします。 議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第67号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第68号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、倉庫兼店舗です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第68号の番号1について報告いたします。

平成31年2月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございません か。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第68号農地法第4条許可申請書審議の案件について許可することに 賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

次に、日程第6、議案第69号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、日程第7、議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3は関連がありますので、一括 して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料について、転用事業計画変更申請は23頁、農地法第5条許可申請は25頁、番号3です。それでは、23頁により説明させていただきます。

本申請は、平成30年7月27日付け指令日農委第5号27で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画地と隣接地1筆を一体利用することにより、施設配置及び工事計画に変更を要することとなったため、今回事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は使用貸借権設定です。

以上、計2件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5 条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

9番 議案第69号の番号1、議案第70号の番号3については、一括して報告いたします。

平成31年2月21日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第69号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3の案件について許可することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第69号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3の案件について許可することに決定しました。 次に、日程第7、議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁から26頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号5、番号6の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、工場及び駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、農地以外の隣接地と一体利用する番号4の事業計画全体面積は298㎡、番号5の事業計画 全体面積は1,354㎡、番号8の事業計画全体面積は258㎡です。

また、番号9の申請地は湯之元第一地区土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積216㎡です。

番号4、番号6は、一部転用済みのため、始末書が付いています。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

6番 議案第70号の番号1について報告いたします。

平成31年2月21日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.9ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第70号の番号2について報告いたします。

平成31年2月21日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第70号の番号4について報告いたします。

平成31年2月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域 内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第70号の番号5について報告いたします。

平成31年2月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域 内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

11番 議案第70号の番号6について報告いたします。

平成31年2月22日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、日吉支所から約90mに位置する農地であるので、第3種農地の300m 以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第70号の番号7について報告いたします。

平成31年2月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないので、第1種農地の既存施設の拡張と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第70号の番号8について報告いたします。

平成31年2月19日、私と副の瀧聞委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第70号の番号9について報告いたします。

平成31年2月20日、私と副の南委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域 内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ござい ませんか。

3番 土地区画整理事業はどのような形で進めているのですか。

事務局 年度毎に計画的に区画の土地造成を行っています。区画が出来上がり次第、今回のような申請があります。最終的に仮換地図面のような区画が出来上がります。

会長 他にご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第70号農地法第5条許可申請書審議の番号3以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第8、議案第71号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長
東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号16から番号18です。貸借です。

面積について、田は1,955㎡、畑は1,778㎡、計3,733㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は4件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第71号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画 案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第71号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案ど おり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着席〕

会長次に、濵村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号19から43頁の番号35です。貸借です。

これにつきましては、濵村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。 面積について、田は2,744㎡、畑は26,958㎡、計29,702㎡、うち再設定面積は5, 080m<sup>2</sup>、利用権設定件数は17件、うち再設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第71号農用地利用集積計画審議の濵村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第71号農用地利用集積計画審議の濵村委員関係の案件について、計画案 どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濵村委員に着席の連絡をしてください。

17番 〔着席〕

会長 議事参与制限等の案件が済みましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の36頁です。

面積について、田は2,333㎡、畑は2,425㎡、計4,758㎡、利用権設定件数は5件です。

次に貸借について説明いたします。資料の37頁から52頁です。

面積について、田は23,310㎡、畑58,420㎡、計81,730㎡、うち再設定面積は26,867㎡、利用権設定件数は65件、うち再設定件数は23件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 「質問・意見等なし」

会長 質疑ございませんので、議案第71号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第71号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、 計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第9、議案第72号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の53頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1、番号2は、20年以上経過した宅地です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが 相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第72号の番号1について報告いたします。

平成31年2月25日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相 当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第72号の番号2について報告いたします。

平成31年2月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第72号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第72号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第10、議案第73号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の56頁をご覧ください。

申出分で、田1筆339㎡、畑はなし、計1筆339㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願いします。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第73号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第73号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに決定しました。

次に、日程第11、議案第74号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議を議題といた します。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の57頁から58頁をご覧ください。

地域ごとに検討していただいた結果を1月18日に地域代表の方々と協議をした内容となっております。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第74号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件に

会長		ですので、議案第74号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件につい とおり決定しました。
		審議が終わりました。 閉会のあいさつを会長代理お願いします。
2番	平成30年	F度2月総会を閉会します。
		( 閉会 10時30分 )
		この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。
	会 長	<u> </u>
	7番	<u> </u>
	8番	<u> </u>

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕